

住民税の寄附金控除を受けられる方へ (ふるさと納税関係分)

【寄附金控除の申告の対象となる方】

都道府県・市区町村に対する寄附金（複数の地方公共団体に寄附した場合はその合計額）が、2,000円を超えている方

※ただし、今年中の収入金額によっては寄附金控除が受けられない場合もあります。

【寄附金控除の内容】

住民税は寄附をした年の翌年度の住民税の税額（税額控除）から、所得税は寄附をした年分の所得（所得控除）からそれぞれ次の計算によって控除されます。

住民税	次の1と2の合計額が税額から控除されます。 1 住民税の基本控除額 = (寄附金 - 2千円) × 10% 2 住民税の特例控除額 = (寄附金 - 2千円) × [90% - 所得税の限界税率(0~40%)] ※2の額は住民税所得割の20%が限度です。 ※寄附金控除の対象となる寄附金の額は総所得金額等の30%が上限です。
所得税	(寄附金 - 2千円) × 所得税率 ※寄附金控除の対象となる寄附金の額は総所得金額等の40%が上限です。

【税控除の手続き方法】

税の控除を受けるための手続きには、自己申告をする方法か、ワンストップ特例制度を利用する方法があります。

1. 自己申告する場合

令和4年1月1日~12月31日までに行った寄附について、令和5年3月15日までに次の方法で申告を行ってください。

区 分	申 告 方 法	提 出 先
所得税と住民税の両方の寄附金控除の適用を受けようとする場合	申告に必要な書類（源泉徴収票等）の他に寄附金領収書または寄附金受領証を添付し、確定申告を行ってください。	最寄りの 税務署 へ (確定申告期間中は市区町村に提出できる場合がありますので、お住まいの市区町村へご確認ください。)

区 分	申 告 方 法		提 出 先
住民税の寄附金控除の適用のみを受けようとする場合	年末調整の方	寄附金領収書または寄附金受領証明書及び源泉徴収票を提示し、簡易申告書(市町村民税道府県民税寄附金税額控除申告書)により申告を行ってください。	令和5年1月1日現在お住まいの 市区町村 へ
	それ以外の方	申告に必要な書類の他に寄附金領収書または寄附金受領証を提示し、住民税申告を行ってください。	

※住民税の寄附金控除の適用のみを受けようとする方は、所得税の寄附金控除は受けられませんのでご注意ください。

2. ワンストップ特例制度を利用する場合

ふるさと納税に係る所得税や住民税の控除申請を寄附先団体（伊達市）が本人に代わって行うことを要請できる制度です。

令和4年1月1日～12月31日までにを行った寄附について、次の方法で手続きを行ってください。

(1) 対象者

- ① 確定申告や住民税申告を行う必要のない給与所得者や年金所得者
(給与所得者等であっても、医療費控除等で確定申告を行う場合は対象となりません。)
- ② 寄附する地方公共団体の数が5団体以下であると見込まれる方

(2) 申請方法

『寄附金税額控除に係る申告特例申請書』に必要事項を記載し、下記宛てにご郵送ください。

※転居などで申告特例申請書の内容に変更があった場合は、寄附をした翌年の1月10日(休日の場合は翌開庁日)までに、『寄附金額控除に係る申告特例申請事項変更届出書』に必要事項を記載の上、下記宛てにご郵送ください。(寄附をした年の翌年1月1日時点において住民票を登録している市町村が、申告特例控除の適用となるかを判定します。)

【宛先】

〒052-0024 北海道伊達市鹿島町20-1

「伊達市役所企画財政部企画財政課ふるさと納税担当」まで

※申請を伊達市で受付した後のお知らせは、書類の送付ではなくメールにて行いますので、迷惑メール対策で受信制限を行っている場合は、「tax-furusato.jp」からのメールを受信できるよう設定をお願いします。書類送付をご希望の場合は、ふるさと納税担当までご連絡ください。

《注意》

申告特例申請書を提出しても、その後税務署やお住まいの市町村で確定申告を行うと、ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用になりませんのでご注意ください。